

新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン  
【特別支援学校版】に関するQ&A（令和3年12月13日時点）

※下線部が前回示したQ&Aから改訂した内容です。

〈目次〉

**I 学校運営について**

【保健管理等に関すること】

- Q 1 学校を運営するにあたって、衛生面などの留意点はあるか。
- Q 2 児童生徒等の健康観察は、どのように行えばよいか。
- Q 3 日常的な清掃・消毒についてどのように行えばよいか。
- Q 4 学校で児童生徒等の発熱を確認した場合にはどうすればよいか。
- Q 5 校内の児童生徒等や教職員が感染の疑いがあり、PCR検査等を受けることになった場合、教育委員会に報告する必要があるか。
- Q 6 児童生徒等や教職員が感染した場合はどうすればよいか。
- Q 7 保護者が感染のおそれがあるとして児童生徒等を休ませたい旨の申し出があった場合の対応は、どうするか
- Q 8 スクールバスの運行に際して、どのような点に留意すべきか。

【心のケア等に関すること】

- Q 9 心のケアについてはどのように対応すればよいか。
- Q 10 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。
- Q 11 新型コロナウイルスについて、児童生徒等たちや教職員に不安が広がっているが、どのような指導をすればよいか。

【学習指導に関すること】

- Q 12 臨時休業による児童生徒等の学習の遅れに対して、どのように対応していくか。
- Q 13 体育や自立活動、職業学科における実習等で、どのようなことに留意すればよいか。
- Q 14 作業学習の製品等の販売が実施できず、収入が見込めないときに実習会計をどのように対応すればよいか。
- Q 15 オンライン授業の実施を、授業時数としてカウントしてよいか。

【修学旅行に関すること】

- Q 16 修学旅行について、県教委はどのように考えるか。
- Q 17 修学旅行のキャンセル料や延期に伴う経費はどのように対応するのか。

【部活動に関すること】

- Q 18 部活動を実施するにあたり、どのような点に留意すべきか。

【学校給食に関すること】

Q 1 9 保護者が感染のおそれがあるとして出席停止扱いとした児童生徒等の昼食の欠食分の支払いはどうするか。

【外部との関わりに関すること】

Q 2 0 通級による指導の巡回指導やセンター的機能の巡回相談は実施してもよいか。

【寄宿舎に関すること】

Q 2 1 寄宿舎で児童生徒等が体調の不良を訴えた場合、対応はどのようにするか。保護者に引き渡してよいか。

Q 2 2 寄宿舎で、体調不良を訴える児童生徒等を寄宿舎内で静養させてもよいのか。

Q 2 3 PCR検査の結果、特別支援学校の寄宿舎に在舎中の児童生徒等の感染が判明した場合、どのような者が濃厚接触者となるのか。

Q 2 4 特別支援学校の寄宿舎の児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合、14日間必ず寄宿舎内で待機しなければならないのか。

Q 2 5 特別支援学校の寄宿舎の児童生徒等が陽性の判定を受けた場合、寄宿舎内の消毒はどのように行えばよいのか。

Q 2 6 濃厚接触者に特定された児童生徒等が寄宿舎内で待機している間、教職員はこの児童生徒等の監督をしなければならないのか。

Q 2 7 学校が臨時休業になった場合、寄宿舎は閉じることになるのか。

【教職員の服務に関すること】

Q 2 8 職員の休暇はどのような扱いになるのか。在宅勤務は命じてもよいか。

## II 臨時休業について

【臨時休業の実施の考え方】

Q 2 9 児童生徒等や教職員本人の感染が判明した場合、その児童生徒等や教職員が在籍する学校は臨時休業となるのか。

Q 3 0 児童生徒等や教職員本人の感染判明がその日の終業後や夜間であっても、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とするのか。

Q 3 1 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明して校内の消毒が必要となった場合、消毒作業は、誰がどのように行うのか。

Q 3 2 校内に感染者はいないが、校内の児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合、学校は臨時休業となるのか。

Q 3 3 近隣の県立学校や地域の小中学校の児童生徒等や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明した場合、校内に感染者や濃厚接触者がいなくても臨時休業になるのか。

【臨時休業の事務手続き】

Q 3 4 臨時休業に関する県教委への報告は必要か。

Q 3 5 臨時休業に関する保護者への通知は県教委が示すのか。

【臨時休業中の児童生徒等の学校での受入に関すること】

- Q 3 6 臨時休業中、特別支援学校での児童生徒等の受入はどうするのか。
- Q 3 7 児童生徒等の受入をした場合、授業を行うのか。
- Q 3 8 児童生徒等の受入可能時間はどのように定めるのか。短時間の預かりでもよいか。
- Q 3 9 寄宿舎の受入をするのか。
- Q 4 0 児童生徒等の昼食の対応はどうするのか。
- Q 4 1 臨時休業中の受入において、感染リスクの高い公共交通機関の利用を認めるか。
- Q 4 2 受入時の児童生徒等の対応に非常勤講師の勤務を命じてもいいか。
- Q 4 3 受入中に児童生徒等にけが等があった場合の責任や負担はどうなるか。
- Q 4 4 医療的ケアの必要な児童生徒等の受入は行うのか。
- Q 4 5 受入中に看護師の医療的ケアで事故が起こったときの補償体制は平常通りか。
- Q 4 6 学校に児童生徒等を預けた場合、就学奨励費の対象となるのか。

【臨時休業中の学習指導に関すること】

- Q 4 7 臨時休業中に家庭で過ごす児童生徒等の学習はどうするのか。
- Q 4 8 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。
- Q 4 9 臨時休業中に登校日を設けてもよいか。

【臨時休業中の児童生徒等の家庭等での生活に関すること】

- Q 5 0 臨時休業中の児童生徒等の家庭等での生活について、どのように指導すればよいか。

【臨時休業中の外部との関わりに関すること】

- Q 5 1 保護者との懇談や外部の方との会議や研修などを実施してもよいか。
- Q 5 2 臨時休業中に現場実習を実施してもよいか。

【臨時休業中の職員の服務に関すること】

- Q 5 3 炊事員やスクールバスの運転手、添乗員、警備員、図書館司書などの業務はどうなるのか。

### Ⅲ 共通事項について

【情報伝達に関すること】

- Q 5 4 新型コロナウイルス感染症対策に係る情報を、保護者に提供するにはどうするか。
- Q 5 5 教職員・保護者への緊急時の連絡はどのように対処すべきか。

【ワクチン接種の情報の把握と管理に関すること】

- Q 5 6 医療機関等の学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で予防接種歴を把握する必要が生じた場合どのようなことに気をつければよいか。

## I 学校運営について

### 保健管理等に関すること

Q 1 学校を運営するにあたって、衛生面などの留意点はあるか。

A

1. 学校運営にあたって、衛生面などの保健管理に関することは、「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン【特別支援学校版】（令和3年12月13日時点）」（以下、「運営ガイドライン（特支12/13）」という。）に示したとおり、以下のことに留意することとする。

○基本的な感染症対策の実施

① 感染源を絶つこと

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ・登校前に確認できなかった児童生徒等については、教室に入る前の保健室等での検温及び風邪症状の確認
- ・朝礼等における児童生徒等の発熱の有無及び健康状態の確認
- ・学校内で発熱等の風邪症状などにより体調が悪くなった場合の教職員への速やかな報告の徹底

② 感染経路を絶つこと

- ・手洗いや咳エチケット、原則としてマスクの着用の徹底（身体的距離が十分に取れるときには外してもよい）
- ・教室やトイレなど、特に多くの児童生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）の適宜消毒を行うなど、環境衛生の保持（手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業の省略も可能）

③ 抵抗力を高めること

- ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導
- ・予防接種も新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されている

なお、マスクの着用は、児童生徒等については障がいの状態等により、着用が難しいことも考えられるので、適切に対応することとする。しかし、基本的には着用するように指導を行うこと。教員については、指導上支障が生じない限り、常に着用することとする。また、十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症や息苦しさへの対応が必要な場合などには、マスク着用の必要はない。

換気について、運営ガイドライン（特支12/13）では、エアコン使用時においても窓を開けることに努めることとしているが、常時の換気が困難な場合は、30分に1回以上、換気を行うよう努めること。なお、児童生徒等の体温調節が難しいなどの理由がある場合は児童生徒等の健康状態に影響がないように適切に対応することとする。

また、冬季の加湿について、ウイルス飛散防止の一助となるが、マスクを着用している場面が多いことから、無理のない範囲で取り組むこと。その際の方法として、例えば、ぬらした布類の室内干しや霧吹きを用いることが考えられる。

詳細については、以下の文部科学省事務連絡、県教委通知を参考に、各学校において感染症対策に万全を期すこととする。

2. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校については、以下の通知も参照すること。

冬季に空気が乾燥している場合の適度な加湿は、ウイルス飛散防止の一助となるため、医療的ケア児や基礎疾患児の教育活動においては、現在実施している方法も含め、積極的に取り組むこと。

令和2年6月19日付け文部科学省事務連絡「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について」

## Q 2 児童生徒等の健康観察は、どのように行えばよいか。

A

1. 感染症対策のため、毎日の健康観察は大切であり、各校において、適切に行うこととする。保護者にも協力を依頼し、登校前の検温、健康状態の把握を徹底し、発熱や風邪等の症状がある場合は、登校せず自宅待機するようにする。
2. 学校においても、健康観察の様式を作成する、既存の様式を活用するなどして、定期的に児童生徒等の検温を実施するなど健康状態を把握する。
3. 児童生徒等に以下のいずれかに該当する場合は、保護者に対してしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」やかかりつけの小児医療機関へ連絡するよう依頼する。
  - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
  - ・上記以外で、発熱や咳など比較的軽い症状が続く場合
4. 教職員も1～3については同様の対応とする。

## Q 3 日常的な清掃・消毒についてどのように行えばよいか。

A

1. 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難である。一時的な消毒の効果を期待す

るよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。

このため、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤を用いて、生徒が行っても差し支えないと考える。

上記に加えて清掃活動とは別に、消毒作業を別途行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的に不要だが、実施する場合は、業務アシスタントや保健室サポートスタッフ等の活用も検討する。

2. 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
3. 児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は1日に1回程度、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
4. トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
5. 器具・用具や清掃道具など共用するものについては、使用の都度消毒を行うのではなく使用前後に手洗いをを行うよう指導する。
6. 消毒の方法等について、物の表面の消毒には「消毒用エタノール」、「家庭用洗剤(新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの)」「0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液」、「一定の条件を満たした次亜塩素酸水や亜塩素酸水」を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省が公表している資料等や製品の取り扱い説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等に相談・連携することも重要である。
7. 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康被害のおそれがあることから推奨されていない。（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページより引用）

Q 4 学校で児童生徒等の発熱を確認した場合にはどうすればよいか。

A

1. 学校で発熱等の風邪症状を確認した場合は、速やかに保護者に連絡し、迎えを依頼する。保護者が来校するまでの間は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させる。
2. 保護者へ引き渡すときに、継続した健康観察を依頼し、Q 2 の 3 で示したことを確認しておく。また、学校も継続して健康状態の把握に努めることとする。
3. 症状がなくなるまでは自宅で休養するように指導する。その際、指導要録上は、「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

Q 5 校内の児童生徒等や教職員が感染の疑いがあり、PCR検査等を受けることになった場合、教育委員会に報告する必要があるか。

A

1. 校内の児童生徒等や教職員の日々の健康状況は、学校において十分確認すること。病院への受診状況についても可能な限り把握し、PCR検査、抗原検査等の検査を受けることが判明した場合は、速やかに教育委員会に報告する。  
報告先は以下のとおりとする
  - ・児童生徒等の場合 保健体育課健康づくり推進室 (0852-22-5425)
  - ・教職員の場合 学校企画課企画人事スタッフ (0852-22-5411)

Q 6 児童生徒等や教職員が感染した場合はどうすればよいか。

A

1. PCR検査の結果、児童生徒等や教職員の感染が判明した場合、医療機関から本人（や保護者）、保健所に伝えられるので、学校は保護者から情報を得て、速やかに特別支援教育課へ連絡する。感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになる。保健所が学校においても感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、協力をすること。
2. 児童生徒等や教職員に感染者が判明した場合の臨時休業の扱いについて、詳細は [Q 2 9](#) ~ [3 3](#) を参照すること。

Q 7 保護者が感染のおそれがあるとして児童生徒等を休ませたい旨の申し出があった場合の対応は、どうするか。

A

1. まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校が講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努め、原則として「出席停止・忌引き等の日数」とは取り扱わない。
2. ただし、感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患のある者（幼児児童生徒本人を含む）がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することができる。  
また、その他の合理的な理由があると校長が判断した場合にも、「出席停止・忌引き等の日数」として記録することができる。
3. 本人に発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、引き続き自宅で休養させるよう徹底を図り、その場合の扱いはこれまでどおり出席停止として取り扱うこと。
4. 「出席停止・忌引き等の日数」として判断した場合、指導要録への記載は、様式2（指導に関する記録）の出欠の記録・備考欄に「〇月〇日～〇月〇日 感染症対策のため」と明記する。
5. 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患のある児童生徒等の中には、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をすることとする。登校すべきではないと判断された場合は、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。

Q 8 スクールバスの運行に際して、どのような点に留意すべきか。

A

1. 乗車前に家庭で検温や健康観察することを保護者に依頼し、発熱や風邪症状のあるときには乗車せず、自宅で待機するようにする。
2. 運行に際しては、以下のことに留意する。
  - (1) 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。
  - (2) 利用者の座席を離すことや会話を控えること、マスクの着用について指導すること。
  - (3) 利用者には下車後の手洗いを徹底すること。
  - (4) 多くの利用者が触れるドアノブ等を適宜消毒すること。 など



3. 県教委は、スクールバスでの感染リスクの低減を図るため、乗車人数の多い路線に対して、スクールバスの増便により乗車する児童生徒等の少人数化を図る取組を行う。

## 心のケアに関すること

Q 9 心のケアについてはどのように対応すればよいか。

A

1. 児童生徒等や教職員の中には、自分や家族に感染するのではないかと、自分が誰かにうつすのではないかなど不安や恐れを抱き、心理的なストレスを抱えていることも考えられるため、健康観察や面談などの機会を通して、心の健康状況の把握に努め、適切な支援を行うことが必要である。必要に応じては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するなど、適切に対応することとする。

Q 10 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。

A

1. 感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではない。
2. そのため、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮する。

Q 11 新型コロナウイルスについて、児童生徒等たちや教職員に不安が広がっているが、どのような指導をすればよいか。

A

1. 新型コロナウイルスに関する正しい知識とその予防法について周知する。その際、以下の資料や通知を活用することを推奨する。

(文部科学省作成保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」)

## 学習指導に関すること

Q 1 2 臨時休業による児童生徒等の学習の遅れに対して、どのように対応していくか。

A

1. 運営ガイドライン（特支 1 2 / 1 3）に示したとおり、まずは臨時休業中の家庭学習の成果を学習評価に反映させる。その上で、年間指導計画の見直しや学校行事の精選、長期休業の短縮など、各校において補充の方法等について検討する。
2. その際に文部科学省HP「教育活動の実施等に関するQ&A」や県教委通知も参考にすること。
3. 県教委も各学校と状況を情報交換し、支援していく。不明な点は特別支援教育課へ連絡する。

Q 1 3 体育や自立活動、職業学科における実習等で、どのようなことに留意すればよいか。

A

1. 運営ガイドライン（特支 1 2 / 1 3）に示した対応をした上で、身体接触の可能性の高い活動については、以下のように対応する。
2. 体育・自立活動の授業については、以下のことに留意する。
  - （共通）
    - ・衛生管理等をより一層徹底することに加え、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや共用の教材、教具、情報機器などの適切な消毒、それらを触る前後での手洗い・除菌行為など、「3つの密」を回避すること。
  - （体育）
    - ・「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの可能な限り感染症対策を行った上で実施を検討すること。
    - ・熱中症予防に留意し、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。
    - ・マスクの着用は必要ないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症のリスクがない場合は、マスクを着用する。
  - （自立活動）
    - ・指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、感染症対策を講じた上で指導を行うこと。

3. 職業教科における実習等については、以下の通知を参考にし、次のように対応することとする。

- ・盲学校のあん摩・はり・きゅうの実習は、感染防止対策を講じた上で実施する。外部対象の実習については、より一層の感染防止対策を講じた上で実施する。しかし、地域の感染状況に応じて、中止を検討すること。
- ・作業学習における調理活動については、通常の衛生管理に加え、より一層の感染症対策を徹底し実施することとする。
- ・その他の作業学習においても、感染症対策を講じた上、客などの外部の方と接触する場合は、マスクの着用、透明ビニールカーテンでの遮蔽などの措置を講じることとする。

Q 1 4 作業学習の製品等の販売が実施できず、収入が見込めないときに実習会計をどのように対応すればよいか。

A

1. 学校実習費の支出は生産物売払等の収入を充当しているが、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生産物売払等の収入が学校実習費の全てに充当できないことはやむを得ない。(収支が合わないことは致し方ない)
2. しかし、できる限り収支が近くなるよう、各学校において販売方法や販売経路を工夫、検討していただきたい。

Q 1 5 オンライン授業の実施を、授業時数としてカウントしてよいか。

A

1. 以下の通知を参考とする。

令和3年3月10日付け島教指第1254号「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」

## 修学旅行に関すること

Q 1 6 修学旅行について、県教委はどのように考えるか。

A

1. 修学旅行は特別活動の学校行事に位置付けられ、児童生徒にとって有意義な教育活動であるため、その教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、実施については、修学旅行の行先や時期等の変更を含めて、学校長に判断していただきたい。

### 【検討例】

- 感染リスクが高い地域への修学旅行から、感染リスクの低い地域への修学旅行に変更する。(この場合も万全の感染防止対策は必要)
- 実施する際には、以下のような感染防止対策を講じて、実施する。

- ・児童生徒には感染防止対策の事前指導を行う。
- ・同居の家族も含め、児童生徒の出発前の健康観察を徹底する。
- ・旅行中も朝夕に定期的な検温を行う。
- ・手を拭くハンカチやタオルは個人持ち（一日一枚）とし、共用はしない。
- ・交通機関利用時にはできるだけ会話を少なくする。
- ・食事は、バイキングや複数での鍋料理等を避け、一人ずつのセットメニューを基本とし、箸やコップを共用しない。また配席を向かい合わせにならないようにする。
- ・宿泊施設内での密を避けるため、時間差をつけた交代制での食事や入浴など、スケジュールの調整をする。
- ・旅行中、可能な範囲で「密を避ける行動」に留意し、各所の設備を利用した手洗い・消毒等を定期的実施する。 など

■来年度実施が可能なので、来年度に修学旅行を延期する。

■やむを得ず、中止する。

2. 実施に当たっては、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」を参考に旅行業者と連携し、感染症対策の徹底に努めること。

Q 1 7 修学旅行のキャンセル料や延期に伴う経費はどのように対応するのか。

A

1. 延期や中止の決定は、キャンセル料が発生しないように配慮し、行うこととする。
2. 来年度に延期をした場合、令和3年度予算を保留し、令和4年度予算に保留分を上乗せして予算を組むよう検討する。なお、保留額とは、執行残の「余った経費」ではなく、当初の時点で「使わない経費」という確約ができる経費で、新型コロナウイルス感染症対策に限るものとする。
3. 急遽、中止を決定せざるを得ない場合のキャンセル料は、就学奨励費の対象となるが、その後、再度延期して実施する場合は、特別支援教育課へ相談すること。

## 部活動に関すること

Q 1 8 部活動を実施するにあたり、どのような点に留意すべきか。

A

1. 運営ガイドライン（特支 1 2 / 1 3）を参照すること。

## 学校給食に関すること

Q 1 9 保護者が感染のおそれがあるとして出席停止扱いとした児童生徒等の昼食の欠食分の支払いはどうするか。

A

1. 業者等と連絡を取り、給食を止めるなど影響が最小限となるよう努める。特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（令和元年度版）Ⅲ－２－（２）－（オ）により取り扱うこと。調理準備が行われた後における突然の欠食で、保護者等が負担することになる場合は、校長の定めるところにより就学奨励費の対象として差し支えない。  
（インフルエンザ等で出席停止となった時等と同じ対応をとる）

## 外部との関わりに関すること

Q 2 0 通級による指導の巡回指導やセンター的機能の巡回相談は実施してもよいか。

A

1. 通級による指導の巡回指導は、自校に感染者が判明した臨時休業中以外において、教育課程上の学習であるという観点から、巡回先の児童生徒の在籍校と協議した上で、実施の可否を学校長が判断することとする。また、訪問時には感染症対策に万全を期することとする。
2. センター的機能の巡回相談は、臨時休業中は実施しないが、市町村教委から依頼のあった就学に関する事項（教育支援委員会の就学相談など）については、実施しても差し支えない。それに係る学校見学などの依頼についても、保護者のみとするなど、必要最低限とし、感染防止対策に万全を期することとする。

学校再開後は巡回先の児童生徒の在籍校と協議した上で、実施の可否を学校長が判断することとする。実施の場合は、必要度の高いケースを優先させ、必要最低限の実施とする。また、訪問時には感染症対策に万全を期することとする。

## 寄宿舎に関すること

Q 2 1 寄宿舎で児童生徒等が体調の不良を訴えた場合、対応はどうか。保護者に引き渡してよいか。

A

1. 児童生徒等が体調の不良を訴えた場合は、居室内（可能なら静養室や個室）に隔離して様子を見る。仮にすぐに症状がおさまったとしても、発熱や咳などの主要症状が消退した後2日を経過するまで隔離し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないようにする。

2. 必要に応じて保護者に連絡し、当該寄宿舎生の状況によっては保護者へ引き渡す。

3. しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に相談する際には、対象の児童生徒等が、トイレ・浴室・食堂を共同利用する集団生活を行っている寄宿舎生であることを必ず申告する。
4. PCR検査を受け、その結果が陰性であった場合は、学校医と相談の上、その後の療養期間の対応について、保護者への引き渡しが可能の場合は、保護者と相談をし、早期の帰省を促す。
5. 保護者に引き渡すこととなった場合に、保護者への引き渡しが完了するまでは、できるだけ他の児童生徒等や教職員に接触しないよう、別室で待機させるなどの対応をする。
6. 帰省先の自宅等で体調の不良を訴えた場合は、必要に応じて最寄りの健康相談センター等（県内の場合は、しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に相談をし、その指示に従うこと。症状が治まった日から最低3日間は自宅等に留まるよう指導すること。

(参考) しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」(各保健所の相談番号)

保健所	管轄	専用電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	松江市、安来市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-47-7777
出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	08512-2-9900

Q 2 2 「新型コロナウイルス感染症疑い例」が発生した場合はどのように対応するのか。

\*発熱や体調不良があり、さらに当該生徒等に新型コロナウイルス感染症の感染機会があったと想定されるもの

A

1. Q 2 1での対応に加えて、以下の対応を行う。

- ・濃厚接触者を減らす目的で、静養室や個室に隔離を行う。
- ・静養室や個室が確保できない場合は、本人及び同室者に常時マスクを着用させ、部屋の換気に努める。1 m 以上の距離をとるようにし、会話や接触をできる限り避けるように指導する。
- ・疑い例はできる限り共有スペースを使用しないようにし、使用する場合はほかの居住者と使用時間をさけ、疑い例の使用前後に当該物品の消毒を行う。

Q 2 3 PCR検査の結果、特別支援学校の寄宿舎に在舎中の児童生徒等の感染が判明した場合、どのような者が濃厚接触者となるのか。

A

1. 感染が判明した場合、該当児童生徒等のそれまでの行動や他の児童生徒等との接触の状況などを保健所が確認し、濃厚接触者を特定する。濃厚接触者として特定されると、PCR検査を受けることになる。
2. 寄宿舎内での生活は、いわゆる3密（密閉、密集、密接）の状況が生まれやすいため、濃厚接触者に特定される者は、児童生徒等・教職員を含めて人数が多くなることが考えられる。

Q 2 4 特別支援学校の寄宿舎の児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合、14日間必ず寄宿舎内で待機しなければならないのか。

A

1. 濃厚接触者に特定された場合は、PCR検査を受け、感染の状況を確認する。  
検査の結果陽性であることが判明すれば、医療機関での入院となり、陰性の判定が出た場合は、基本的に14日間寄宿舎内での待機となる。
2. 陰性の判定が出て、症状も出ていない場合、保護者の自家用車においてのみ、自宅へ帰省することができるが、その際には必ず保健所へ連絡した上で、保健所の指示に従って移動すること。

3. 寄宿舎内での待機期間中は、一時的に部屋割りを変更するなどして、濃厚接触者を一人部屋としたり、複数部屋であっても濃厚接触者とそれ以外の児童生徒等の部屋を分けることとする。
4. 寄宿舎内での待機期間中は、マスクの着用や手洗い、咳エチケットの徹底、児童生徒等が手を触れる機会の多い場所の消毒液による拭き掃除など、感染症対策をしっかりと行うこと。また、食事は他の児童生徒等とは別にさせたり、入浴は最後になるようにしたりするなど、他の児童生徒等と接触の機会をできるだけなくすよう配慮すること。
5. 濃厚接触者に特定されなかった児童生徒等は、保護者に連絡し、自宅に帰省するようにする。その際には必ず保健所へ連絡した上で、保健所の指示に従って移動すること。

Q 2 5 特別支援学校の寄宿舎の児童生徒等が陽性の判定を受けた場合、寄宿舎内の消毒はどのように行えばよいのか。

A

1. 「[Q 3 1](#) 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明して校内の消毒が必要となった場合、消毒作業は、誰がどのように行うのか」に準じて行う。

Q 2 6 濃厚接触者に特定された児童生徒等が寄宿舎内で待機している間、教職員はこの児童生徒等の監督をしなければならないのか。

A

1. 濃厚接触者に特定された児童生徒等は、PCR検査で陰性の結果であった場合も含め、継続して健康観察を行うことになるので、保健所から、咳エチケットと手洗いを徹底し常に健康状態に注意を払うよう指導する。
2. 児童生徒等が寄宿舎内で待機している間、教職員は必要な監督を行うことになるが、体調に大きな変化がなく、児童生徒等自身が寄宿舎内で待機することが可能な場合、日中において必ずしも常時教職員が監督する必要はないものとする。
3. 児童生徒等が寄宿舎内で待機する際にも、体調に配慮しながら適切に学習課題を与えるなど、学びの機会を保障するよう努める。
4. なお、炊事員や舎監の勤務が必要になるが、これらの勤務においても感染防止に十分配慮し、寄宿舎の機能が維持できるように対応する。



Q 2 7 学校が臨時休業になった場合、寄宿舍は閉じることになるのか。

A

1. 学校が臨時休業になった場合においても、寄宿舍生が濃厚接触者に特定される可能性があることから、基本的には寄宿舍を閉じず、寄宿舍の機能を維持する必要がある。
2. その場合に、感染者と濃厚な接触があったと考えられる寄宿舍生とそれ以外の寄宿舍生との接触の機会をなくすよう配慮する。
3. 例えば、感染者が寄宿舍生以外の生徒の場合、感染者と濃厚な接触があったと考えられる寄宿舍生については、静養室などの個室に移動させるか、一時的に部屋割りを変更するなどして、当該生徒を一人部屋とするか、複数部屋であっても当該生徒とそれ以外の生徒の部屋を分けるなどの対応が考えられる。
4. また、感染者が寄宿舍生である場合、その生徒が医療機関に入院するまでの間は静養室などの個室で静養させるとともに、感染者と同じ部屋の生徒についても、それ以外の生徒との接触の機会をなくすような対応が必要となる。
5. 寄宿舍生が濃厚接触者に特定された場合は、[Q 2 4](#)で示した対応をとること。

## 教職員の服務に関すること

Q 2 8 職員の休暇はどのような扱いになるのか。在宅勤務は命じてもよいか。

A

1. 職員の休暇については、通知された以下の文書に従って、特別休暇として適切に対応する。  
令和2年4月13日付け島教総第57号「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る会計年度任用職員の特別休暇の取扱いについて」の一部改正について（通知）  
令和2年4月9日付け島教総第48号「新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて（通知）」
2. 在宅勤務については、以下の文書に従って、適切に対応する。  
令和2年4月17日付け島教総第68号「島根県教育委員会在宅勤務実施要領の改正について（通知）」
3. 上記のように、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、まずは在宅勤務の活用による対応を優先するようにする。  
令和2年4月9日付け島教総第48号「新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて（通知）」参照
4. 出張については、所属において実際に訪問することの必要性を十分検討の上、命ずること。対面会議については、人との接触を低減する観点から、所属において開催の必要性を

十分に検討し、テレビ会議、電話、電子メール等の活用など、その方法について十分に検討の上、適切に対応すること。

## Ⅱ 臨時休業について

### 臨時休業の実施の考え方

Q 2 9 児童生徒等や教職員本人の感染が判明した場合、その児童生徒等や教職員が在籍する学校は臨時休業となるのか。

A

1. 校内の児童生徒等や教職員本人の感染が判明した場合は、当該学校は、その児童生徒等や教職員の学校内での活動状況が、判明までにどのようなであったかを確認し、県教委に連絡する。活動の実態がある場合は、県教委において、当該学校内における感染拡大の可能性等を健康福祉部等と協議の上、当該学校の全部又は一部の臨時休業を実施するか、臨時休業を実施せず、感染者又は濃厚接触者に特定された生徒の出席停止又は当該教職員の特別休暇の取得等による対応のみとするかを決定する。なお、その際、当該学校に在籍する児童生徒等の重症化リスクや障がいの状況を考慮し、臨時休業の可否を慎重に判断する。
2. 臨時休業を実施する場合は、この期間中に、校舎内を消毒するなどして、その後の学校再開に向けた準備をする。
3. 感染者に校内での活動の実態がない場合又は健康福祉部等との協議の上、臨時休業をしないことを決定した場合は、該当の児童生徒等の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として、学校の教育活動は継続させる。その際は、状況に応じて、校舎内の消毒を行うとともに、感染リスクの高い活動の見直しや、体育の授業や部活動等のマスクを着用しない活動の制限などを行う。
4. 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患のある児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）が在籍する特別支援学校に対しては、感染リスクの軽減の観点から、校内に感染者がいるか否かに関わらず、当該学校の全部又は一部の臨時休業を行う場合がある。

Q 3 0 児童生徒等や教職員本人の感染判明がその日の終業後や夜間であっても、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とするのか。

A

1. 児童生徒等や教職員本人の感染判明がその日の終業後や夜間であった場合、臨時休業実施の有無の決定がその日の深夜になることも想定される。そのような状況にも備えて、児童生徒等や教職員がPCR検査等を受けることが判明した段階で、感染判明後に臨時休業を実施する場合と、臨時休業を実施せず学校を継続させる場合の両方を想定して準備しておくことが必要である。

2. 臨時休業を実施する場合、感染拡大を防止するために、臨時休業実施の決定が深夜である場合でも、感染判明後の最初の登校日から在籍の学校を臨時休業とする場合もある。その際には、や電子メールなど、あらかじめ児童生徒等や保護者に周知している連絡方法により、速やかに臨時休業の情報を伝えるようにすること。
3. 臨時休業開始の朝に、臨時休業の連絡を知らずに登校してきた児童生徒等には、登校した時点で状況を伝え、帰宅するように指導する。
4. こうした事態に備えるためにも、日頃から児童生徒等や保護者に対して、深夜であっても臨時休業の決定がなされる場合があることについて周知し、理解を求めておく。

Q 3 1 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明して校内の消毒が必要となった場合、消毒作業は、誰がどのように行うのか。

A

1. 校内の児童生徒等や教職員の感染が判明し、校内の消毒が必要となった場合、当該感染者が活動した範囲を特定して、汚染が特定された場所や物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒する。
2. また、学校薬剤師と連絡を取り、消毒の仕方等について指導を受け、教職員で消毒作業を行う。この場合、学校薬剤師の現地指導の可否を確認し、可能であれば消毒作業時に来校を依頼する。保健体育課は技術的な指導・助言を行う他、必要に応じて、保健体育課等の指導主事を派遣する。  
なお、平素から保健所や学校薬剤師と連携を取って、感染者が発生した場合や通常時の対応について指導を受けるよう努めること。
3. 校内の消毒作業については、令和2年4月17日付け島教保第48号「学校において新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の消毒の実施について」及び文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に詳細が示されているので参考にすること。
4. 施設全体の消毒は不要ですが、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒用エタノール、または0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を浸した使い捨ての布巾やペーパータオルなどで拭き取り消毒する。
5. 物の表面についての新型コロナウイルスの生存期間は、付着したものの種類によって異なるが、24時間～72時間くらいといわれており、消毒できない箇所は、生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置を行う。

6. 新型コロナウイルスは、くしゃみや咳に含まれるだけでなく、糞便にも含まれるため、トイレの便座や水道のハンドルも、拭き取りによる消毒を実施する。その場合は、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液または消毒用エタノールを使用して消毒する。
7. 消毒の際には、使い捨てマスク、使い捨て手袋を利用すること。使用後は、プラスチック袋に二重に密閉したうえで、廃棄物の処理方法に従って廃棄すること。なお、作業着としてガウン（前掛け）、ゴーグル、靴カバー等を着用することが望ましいとされている。
8. 消毒に必要な用具や消毒液は基本的に各学校で調達することになるが、不足する場合や調達が困難な場合は、教育委員会総務課（0852-22-5403）まで連絡すること。また、平時より消毒資材の在庫について把握し、不足する場合には、適宜補充するよう努めること。

Q 3 2 校内に感染者はいないが、校内の児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定された場合、学校は臨時休業となるのか。

A

1. 地域で感染が拡大しているとはいえない状況（地域の感染レベルがレベル1）である場合、校内に感染者がいない状況で校内の児童生徒等や教職員が濃厚接触者に特定されたときは、該当の児童生徒等の出席停止や当該教職員の特別休暇の取得等による対応とし、原則として臨時休業は行わず、通常のエデュケーション活動を継続させる。この場合、保健所や学校薬剤師等の指導により、必要に応じて消毒を行うが、症状がない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要である。
2. 医療的ケア児や基礎疾患児が在籍する特別支援学校に対しては、感染リスクの軽減の観点から、校内に濃厚接触者がいるか否かに関わらず、当該学校の全部又は一部の臨時休業を行う場合がある。
3. 地域で感染が拡大している状況（地域の感染レベルがレベル2又はレベル3）である場合は、防災部や健康福祉部等に臨時休業の必要性について相談する。学校の所在する地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の実施が必要と判断される場合は、地域内の学校を一斉に臨時休業とする。
4. 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をする。
5. 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点を踏まえて対応を決定する。

Q 3 3 近隣の県立学校や地域の小中学校の児童生徒等や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明した場合、校内に感染者や濃厚接触者がいなくても臨時休業になるのか。

A

1. 地域で感染が拡大しているとはいえない状況（地域の感染レベルがレベル1）である場合、近隣の県立学校や地域の小中学校の児童生徒等や教職員など、学校とは直接関係のない地域の住民の感染が判明しても、校内に感染者が確認されなければ、原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続させる。
2. 地域で感染が拡大している状況（地域の感染レベルがレベル2 又はレベル3）である場合は、防災部や健康福祉部等に臨時休業の必要性について相談する。学校の所在する地域の感染拡大の状況や感染経路の明否等を総合的に考慮して、臨時休業の実施が必要と判断される場合は、地域内の学校を一斉に臨時休業とする。
3. 地域に緊急事態宣言が出された場合など、知事から一定の地域内の学校を一斉に臨時休業するよう要請された場合は、要請の趣旨を踏まえて臨時休業の判断をする。
4. 対応の検討に当たっては、該当地域の市町村教育委員会とも連携して、感染拡大防止の観点を踏まえて対応を決定する。

### 臨時休業の事務手続き

Q 3 4 臨時休業に関する県教委への報告は必要か。

A

1. 県からの指示に基づく臨時休業であるため、県への届けや保健所、保健体育課への連絡は不要である。しかし、感染症情報収集システムの入力は各校で行うこと。システム入力に関しては以下の通知を参考とすること。

令和2年4月27日付け事務連絡「学校等欠席者・感染症情報システムにおける新型コロナウイルス感染症関連の入力方法について（依頼）」

Q 3 5 臨時休業に関する保護者への通知は県教委が示すのか。

A

1. 通知については、各学校で行われたい。なお、県教委で参考となるよう、ひな形を用意する。

## 臨時休業中の児童生徒等の学校での受入に関すること

### Q 3 6 臨時休業中、特別支援学校での児童生徒等の受入はどうするのか。

A

1. 文部科学省HP「教育活動の実施等に関するQ&A」においても、特別支援学校や特別支援学級の児童生徒等の居場所の確保について、福祉部局や福祉事務所と連携したうえで、取り組むよう示されている。また、福祉サービスの人員確保等の問題等で居場所の確保が困難な場合には登校も考慮するといった考えも示されている。
2. 上記の考えも踏まえ、次のように対応する。
  - (1) 基本的に、外出自粛の観点から受入は行わない。保護者に対しても臨時休業の趣旨を丁寧に説明し、理解していただく。
  - (2) しかし、特別支援学校の児童生徒等の保護者は、日中の児童生徒等の対応に苦慮することが想定されるので、保護者の相談は受けることとする。
  - (3) 受入の趣旨として、人員確保等の問題等で福祉サービス等を利用できないなどの理由により、児童生徒等の居場所が確保できないというやむを得ない特別な事情の場合にのみ、保護者の要望に応じて最低限度の受入を行う。
  - (4) 重症化リスクの高い医療的ケア児や基礎疾患がある児童生徒等の受入に際しては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に受入の判断を行うとともに、保護者と十分話し合った上で実施する。

### Q 3 7 児童生徒等の受入をした場合、授業を行うのか。

A

1. 臨時休業中ということで授業は行わない。

### Q 3 8 児童生徒等の受入可能時間はどのように定めるのか。短時間の預かりでもよいか。

A

1. 基本的には、学校の始業時間（登校時刻）から終業時間（下校時刻）までを想定している。普段の学校生活を越えた受入は想定していない。
2. 上記の範囲内での短時間での預かりは、差し支えない。

### Q 3 9 寄宿舎の受入をするのか。

A

1. 夜間の職員体制から発症等への対応が困難であることや食事の準備ができないという理由により、全校寄宿舎での夜間（宿泊）の受入はしない。日中の受入の場所として、寄宿舎を利用することは学校での判断に任せる。

Q 4 0 受入の際の児童生徒等の昼食の対応はどうするのか。

A

1. 給食は臨時休業に伴い、中止することとする。したがって昼食は保護者に弁当持参をお願いすることとなる。

Q 4 1 臨時休業中の受入において、感染リスクの高い公共交通機関の利用を認めるか。

A

1. 臨時休業中の登校（受入）においては、公共交通機関での登校は認めないこととする。
2. スクールバスの運行も中止とする。

Q 4 2 受入時の児童生徒等の対応に非常勤講師の勤務を命じてもいいか。

A

1. 基本的には、勤務指定日・時間に通常どおり勤務することとするため、差し支えない。  
令和2年3月3日付け島教企号外「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に係る県費負担教職員のうち非常勤講師等の取り扱いについて（通知）」

Q 4 3 受入中に児童生徒等にけが等があった場合の責任や負担はどうなるか。

A

1. スポーツ振興センターでの対応が可能と考える。事実が発生した場合、速やかに特別支援教育課へ連絡する。その後の対応を伝える。

Q 4 4 医療的ケアの必要な児童生徒等の受入は行うのか。

A

1. [Q 3 6](#)の2（4）で示したとおり、受入については主治医や学校医等と相談の上、保護者と十分に話し合う必要がある。
2. その上で、学校看護師の勤務可能な状況を確認し、安全が確保できる範囲での受入となる。

Q 4 5 受入中に看護師の医療的ケアで事故が起こったときの補償体制は平常通りか。

A

1. 平常と同じように、「都道府県立学校管理者賠償責任保険」の対象となる。なお、特定行為従事者である教員も対象となる。島根県立学校における医療的ケア実施体制ガイドライン参照のこと。



Q 4 6 学校に児童生徒等を預けた場合、就学奨励費の対象となるのか。

A

1. 通学に要する交通費については、就学奨励費の対象となる。スクールバス利用者が、運行中止に伴い、保護者送迎等となった場合も対象となる。

令和2年3月5日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策により臨時休業となった場合の通学費の取り扱いについて」参照

## 臨時休業中の学習指導について

Q 4 7 臨時休業中に家庭で過ごす児童生徒等の学習はどうするのか。

A

1. 文部科学省HP「教育活動の実施等に関するQ&A」や県教委通知を参照し、可能な限り、家庭学習を児童生徒等の障がいの状態に応じて、適切に準備する。

Q 4 8 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

A

1. 臨時休業の日数を授業日数に含まない。
2. 指導要録には、様式2（指導に関する記録）の出欠の記録・備考欄に「〇月〇日～〇月〇日 新型コロナウイルス対応による臨時休業」と明記する。通知表についても同様とする。

Q 4 9 臨時休業中に登校日を設けてもよいか。

A

1. 感染状況を踏まえながら、児童生徒等の学びを保障する観点から、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始し、再開に向けての取組を進めていくことが必要である。各学校においては、以下の通知を参考に、登校日の設定について適切に対応することとする。

令和2年5月5日付け島教指第201号「県内一斉休業期間の延長に伴う教科指導を中心とした計画的登校日の設定について（通知）」

令和2年5月1日付け2文科初第222号「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」

## 臨時休業中の児童生徒等の家庭等での生活に関すること

Q 5 0 臨時休業中の児童生徒等の家庭等での生活について、どのように指導すればよいか。

1. 令和2年4月10日付け島教指第96号「新型コロナウイルス感染症の感染例が県内で判明した場合の臨時休業期間中における留意事項について（通知）」を参考に、学校において、適切に指導する。
2. 臨時休業であることを踏まえ、児童生徒等に対して不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすように指導する。

## 臨時休業中の外部との関わりに関すること

Q 5 1 保護者との懇談や外部の方との会議や研修などを実施してもよいか。

A

1. 基本的に中止又は延期とする。

Q 5 2 臨時休業中に現場実習を実施してもよいか。

A

1. 感染の状況や個々のケースの必要性等を考慮して、学校長判断とする。しかし実施にあたっては、事業所等と事前協議をし、了解をとることとする。なお、実施した場合は授業日として取り扱うこととする。

また、進路指導の配慮がより必要な高等部3年生（専攻科2年生も含む。以下同じ。）を優先すること。

2. 実施する際は、生徒の健康状態を的確に把握し、体調に変化がある場合は速やかに中止する。事業所においても、健康状態を観察していただくよう依頼する。

## 臨時休業中の職員のサービスに関すること

Q 5 3 炊事員やスクールバスの運転手、添乗員、警備員、図書館司書などの業務はどうなるのか。

A

1. 以下の通知を参考に、何らかの業務に携わることが可能と考えるため、各学校において、適切に対応する。

令和2年4月17日付け2文科初第137号『「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」の改訂について（通知）』

### Ⅲ 共通事項について

#### 情報伝達に関すること

Q 5 4 新型コロナウイルス感染症対策に係る情報を、保護者に提供するにはどうするか。

A

1. 新型コロナウイルスに関する文部科学省や県教委の通知や感染症対策などの情報を積極的に保護者に提供するよう、各学校で適切に対応することとする。
2. 具体的な例として、学校HPへの情報掲載やスクールメールによる発信、保護者向けにわかりやすい文書の発出などが考えられる。

Q 5 5 教職員・保護者への緊急時の連絡はどのように対処すべきか。

A

1. 新型コロナウイルス感染症対策においては、緊急かつ早急に情報を伝達しなければならないことがある。各学校において、教職員の緊急連絡体制を確認しておくことが必要と考える。
2. また、保護者への連絡についても早急かつ確実に伝達できるよう努めなければならない。スクールメールを活用する際は、保護者の既読を確認する工夫を施すこと。また電話連絡の場合は、夜間や休日等においても連絡できる体制を整えておくこと。

#### ワクチン接種の情報の把握と管理に関すること

Q 5 6 医療機関等の学校外において実習を行う場合など、何らかの理由で予防接種歴を把握する必要がある場合どのようなことに気をつければよいか。

A

1. 以下の点について留意する必要がある。
  - ・ 情報を把握する目的を明確にすること。
  - ・ 本人や保護者の同意を得ること。
  - ・ 個人情報としての取り扱いについて十分に留意すること。